

高等学校等就学支援金制度の拡充について

【担当省庁】文部科学省

奈良県における取組

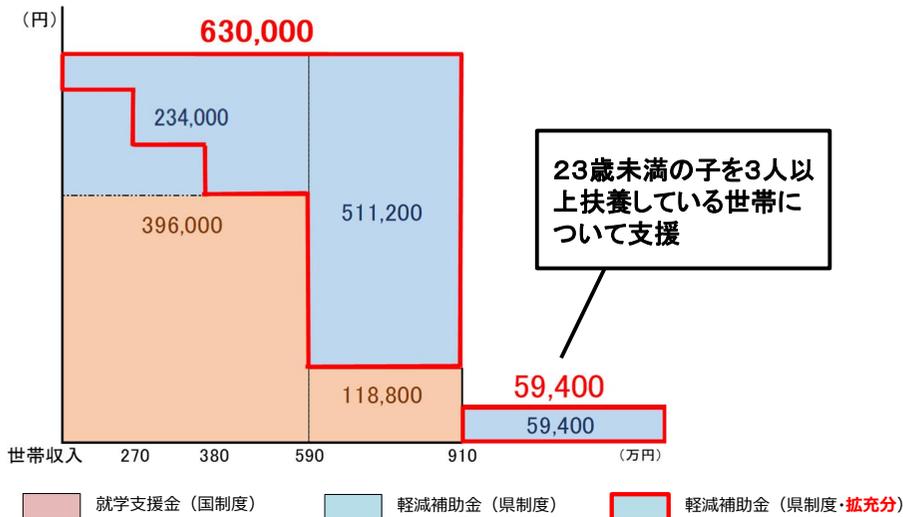
1. 奈良県の現状

これまで、所得が低い世帯の高校生の就学を重点的に支援するという考えのもと、私立高校の授業料等を軽減するため、国の就学支援金と県の軽減補助金を合わせて、保護者の負担軽減を実施してきた。

令和5年度に、県の軽減補助金制度の制度設計を見直し、子どもたちが、家庭の経済的状況にかかわらず、自らが希望する進路を選択できるよう、**令和6年度より、県の軽減補助金制度を拡充した。**

今回の制度の拡充により、これまで**所得制限(世帯収入910万円以上)**により**就学支援金の対象とならない家庭**についても、23歳未満の子を3人以上扶養している世帯については、教育費負担が相当重いとされることから、私立高校だけではなく、公立高校についても、**保護者の負担軽減**を実施したところ。

(制度イメージ図：全日制の高等学校の場合)



2. 就学支援制度の課題

私立高校等に通う生徒への授業料支援については、各都道府県において、国の就学支援金に独自の支援を上乗せすることで、高校生がいる世帯の負担軽減を図っているところ。

現在、約99%の子どもたちが高校へ進学している現状をふまえると、**各都道府県における支援制度の違いや保護者等の居住地により、子どもたちが、自らが希望する進路を選択できる状況に差が生じていることが課題と考える。**

(参考事例)

○保護者の所得状況が同水準であっても、都道府県の支援制度の違いにより、授業料支援を受ける額が異なる。

○都道府県の支援制度の多くは、制度を実施している都道府県に在住していることが要件となっていることが多いため、保護者等の居住地の違いにより、授業料支援を受ける額が異なる。

国にお願いすること

- 子どもたちが家庭の経済的理由や居住地等により、自らが希望する進路を選択できないことのないよう、すべての高校生がいる世帯に対して教育費負担の軽減を行う必要があるため、高等学校等就学支援金制度の所得制限を撤廃し、**国の責任において、確実に授業料の無償化を進めていただきたい。**
- これが実現するまでの当面の間、**各都道府県が独自に実施する授業料支援事業に対して、必要な財政措置を講じていただきたい。**

【県担当部局】 地域創造部こども・女性局教育振興課
教育委員会事務局学校支援課